

令和4年6月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年6月20日(月) 午前8時56分～10時8分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	13 番	吉田 昌治
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

欠席委員

12 番	喜田 清己	14 番	川田 一博
------	-------	------	-------

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	8 件	田 畑	9,345 3,746	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	6 件	田 畑	1,423 8,241	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	16 件	田 畑	32,545 1,185	m ² m ²
第 7 号議案	農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請	1 件	田 畑	2,354 1,085	m ² m ²
第 8 号議案	農地法第 5 条の規定による競公売買受適格証明願	1 件		872	m ²
第 9 号議案	「令和 5 年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」について				
第 10 号議案	特定農地貸付の承認申請				
報告第 1 号	合意解約	7 件	田 畑	5,673 310	m ² m ²

令和4年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。定刻より少し早いですが、只今より6月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第10号議案まで 合計 34件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、喜田 委員さん、川田 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1番 富木田委員さんと 2番 山下委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、3番 猪熊委員さん、4番 三野委員さん、5番 梶野委員さんと私で、6月17日（金）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 297 m² 外1筆 計 320 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 1,331 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、自家消費を目的としています。

3番、・・・、面積 325 m² 外3筆 計 3,140 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 3,405 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

5 番、・・・、面積 197 m² 外 2 筆 計 471 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

6 番、・・・、面積 338 m² 外 1 筆 計 364 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

7 番、・・・、面積 936 m² 外 4 筆 計 3,251 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

8 番、・・・、面積 538 m² 外 1 筆 計 809 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

本日の案件 8 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」8 件のうち、4 番は三木委員さんが代理人として関係者、7 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、4 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

農地は府中町、譲受人は高松の人ですが大丈夫なのですか。

事務局書記

もともと機構を通して耕作していたので大丈夫と思われます。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 それでは、7 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

7 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 次に、1 番から 3 番、5 番、6 番、8 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」8 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 件を議題に供しますが 6 番については、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」と関連しておりますので、1 番から 5 番までと 6 番を分けて審議を進めます。
それでは、1 番から 5 番までを議題に供します。
なお、第 3 号議案の 1 番、3 番については現地調査を実施しておりますので、3 番 猪熊委員さん、4 番 三野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員 それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 396 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は高松市のアパートを借りておりますが、単身赴任をしております。この度、勤務先が高松市内に変更になったため、両親の老後のことも考え住宅建築を計画しました。申請地は実家の近くであり、父が所有する申請地で話がまとまったため転用申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

三野委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 1429 m² 外2筆 計 4343 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 建設残土による農地造成

申請理由 貸し人は、申請地周辺で果樹を栽培しています。申請地には、傾斜があり耕作の利便性向上を検討していました。その一方で借り人は、高松市内での解体工事を多く手掛けており、工事現場で発生する建設残土の埋め立てができる場所を探していたところ、両者の意向が合致して申請に至りました。

農地の区分 農用地（第1種農地）

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

工事期間は、令和7年7月30日までの3年間を予定しています。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま猪熊委員さん、三野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、3番につきましては、先ほどの猪熊委員さん、三野委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積 796 m² 外1筆 合計 987 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場、資材置場

申請理由 譲受人は、リース会社と契約して仮設ハウスの運送および設置を主な業務にしています。現在、府中町にも土地を借りて駐車場として利用していますが、事業拡大に伴い計画地を探していたところ、国道11号線およびインターにも近い土地の所有者と話しがまとまり転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 1762 m² 外1筆 計 1815 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 仮設事務所、駐車場

申請理由 借り人は、高松自動車道府中高架橋他 4 橋の耐震補強工事を請け負っており、その仮設事務所の設置、工事用車両の駐車場として利用するものです。申請地は、各工事現場から約 3.5 km 以内で県道に接しており利便性の良い場所です。一方で貸し人は、維持管理に苦慮していたため一時転用として申請に至りました。

農地の区分 農用地（第 1 種農地）および第 2 種農地

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

工事期間は、令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年 8 か月を予定しています。

5 番、・・・、面積 1494 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場

申請理由 譲受人は、食品製造販売業を営んでおり事業拡大のため工場を建築中です。建築工事のために、現在の駐車場一部が使えない状況と、工場完成後の従業員数を検討して新たな駐車場を計画しました。申請地は、稼働中の工場から徒歩圏内であり、土地所有者との話もまとまったため申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番から 5 番につきまして原案どおり承認し、うち 3 件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、3 番、4 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m² 以上または 1 種農地で事業関係ということで、6 月 28 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 番および関連する第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」1 件を合わせて議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

6番、・・・、面積 2161 m²の内 156.82 m² 外3筆 計 629.42 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 土砂採取及び建設残土による農地造成、作業場、進入路 用地

申請理由 借り人は、今回申請をする隣接地の農地転用許可を受けて、ため池の補修改良工事に必要な、水を通しにくい粘土性がある「刃金土」の土砂採取を行っております。しかし、底地が想定と異なっている個所があったため、新たに事業区域の拡大が必要となり、貸し主と交渉したところ話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

続きまして 第7号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について、説明します。議案書の9ページをご覧ください。

1番、・・・、面積 757 m² 外9筆 計 3439.14 m²【議案読み上げ】

転用目的 土砂採取及び建設残土による農地造成、作業場、進入路 用地

申請理由 先ほど申し上げましたが、転用事業者は、ため池の補修改良工事に必要な、水を通しにくい粘土性がある「刃金土」の土砂採取を行っております。しかし、底地が想定と異なっている個所があったため、新たに事業区域の拡大が必要となり、転用申請に至りました。

また、事業計画変更後の農地転用面積は、4068.56 m²になります。また、併せて利用する土地を含めた全体の面積は、9431.77 m²になります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記	それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」16件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が4件、更新が8件、再設定が4件で、そのうち農地機構を通じた貸借が10件となっております。 以上、農用地利用集積計画書16件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。 続いて、第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局長補佐	それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」についてご説明いたします。 競売買受適格証明願については、申請は少ないのですが、競売にかかった案件の中に農地が含まれている場合、その農地を転用で取得する場合は適切に利用しようとしているかどうかを入札の前に申請し、買受適格証明書をもって裁判所の入札に参加しなければならないというルールになっておりますので、その証明願が提出されました。 1番、・・・、面積 619㎡ 外1筆 合計 872㎡【議案読み上げ】 無断転用の有無 なし 転用目的 分譲住宅 申請理由 分譲住宅の需要見込みのある坂出近辺で土地を探していたところ、生活の利便性などが最適な申請地が競売にかけられていることを知り、農地法第5条の規定による競売買受適格証明願の申請を行った案件です。 農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。 周辺農地への影響 被害防除計画書と確約書及び土地改良区意見書が提出されており、周辺農地への影響は少ないものと思われますので、利用計画についても適切であると考えられます。 その他 7月20日の開札により「競落人」が定められますと、その人より農地法の規定による申請が改めて提出され、9月14日の売却決定期日に執行裁判所が不動産の売却を許可するか否かを審査し、決定という裁判が行われます。その時に、法第5条の許可証が必要になります。

なお、今後の事務処理の迅速化を図るために、当該競売買受適格証明書の交付を受けたものが「競落人」となった場合に、その後、法第5条の許可の申請が行われ、今回の申請内容と事情が異なっていなければ、会長専決にて許可相当の意見書を県に進達してもよい旨のご審議も併せてお願いいたします。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 所有者は相続で取得されたのですか。

事務局長補佐 相続で取得されております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1件につきまして原案どおりこれを承認すること及び、証明書の交付を受けたものが「競落人」となった場合、今後提出される法第5条の許可申請が、今回の申請内容と事情が異なっていなければ、裁判の日程もありますので事務処理の迅速化を図るために、会長専決にて許可相当の意見書を県に進達してもよいこととし、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。

第9号議案 県に対する「令和5年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第9号議案「令和5年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について説明をさせていただきます。

本件は「農業委員会等に関する法律」第53条に基づき、香川県知事に対して改善意見を提出するものであります。農業委員・推進委員の皆さんに改善等のご意見要望を頂いたものを11ページから12ページに掲載をしております。

改善意見では、農地の相続に関すること、高齢化、担い手不足による耕作放棄地の問題が多くみられました。ご一読をお願い致します。頂いたご意見は香川県農業会議に提出を致し、常設審議委員会にて審議・検討し県知事に意見提出を致します。よろしくをお願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「令和5年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

三木委員 放棄地の改良班を編成して放棄地を改善していくことは良いことだが、委員から何らかのアクションを起こさないと難しいと思います。

梶野委員 後継者がいないから、農業をする人がいないから相続しても放棄地になることが多い。何らかの対策は必要。

事務局長 貴重なご意見をいただきましたので農業会議、県知事にこのような意見があることを強く要望してきたいと思います。

会長職務代理 それでは第9号議案「令和5年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたします。

続いて、第10号議案「特定農地貸付の承認申請」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第10号議案「特定農地貸付の承認申請」について説明をさせていただきます。

坂出市長より、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて承認の申請が提出されております。

（議案の基づき説明）

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第10号議案「特定農地貸付の承認申請」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

竹内委員 区画は全部で何区画あるのでしょうか。加えて、駐車場は何台分でしょうか。

事務局長 区画は全部で14区画、駐車場は4台分であります。

梶野委員 所有者は市になるでしょうか。

事務局長 いいえ。民間になります。

三木委員 担当の窓口はどこでしょうか。

事務局長 農林水産課になります。

会長職務代理 他にご異議等ございませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第10号議案「特定農地貸付の承認申請」につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」7件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」7件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 726 m²【議案読み上げ】

備考 農地法第3条 賃借権の解消

2番、・・・、面積 163 m² 外 2筆 計 1,278 m²【議案読み上げ】

備考 農地法第3条 賃借権の解消

3番、・・・、面積 149 m² 外 2筆 計 310 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積 425 m²【議案読み上げ】

備考 永小作権の解消

5番、・・・、面積 545 m²の内 413 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

6番、・・・、面積 1,455 m² 外 1筆 計 1,738 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

7番、・・・、面積 1,093 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」7件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員

転用目的というのは具体的にどのようなものでしょうか。

事務局書記

現時点でわかるものとそうでないものがございます。3番に関しては県道、高松坂出線の拡張において県が買収するものです。

梶野委員

6番の解約理由、相続財産管理人のため、とはどういうことでしょうか。

事務局書記

貸付人が亡くなったのですが、相続ができていないため弁護士の方が管理している状態になります。今後、売買する予定と聞いております。

原委員

耕作不便のためとありますが、これからこういう理由での解約が増えるのでしょうか。

か。

梶野委員 機械が入れないなど不便だったら、手放したいと考えるので増えると思います。

猪熊委員 ここは草の管理をしてくれないかということで他とセットで借りていた場所になります。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 他にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」7件を受
理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして 6月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時8分終了